

# 防犯住宅認定制度 申請要領

## ① 申請

- 申請者（協議会正会員）は、申請物件が認定基準に適合するかを確認し、会員専用ページ等を利用して申請書類を作成の上、（審査委員の愛知県セルフガード協会を通じて）協議会に申請してください。
- 申請月は、1月、4月、7月、10月です。

### 【申請先】

愛知県セルフガード協会  
〒460-0022

名古屋市中区金山3丁目10番14号 アイホン株式会社名古屋支店 内  
TEL (052) 212-7850 FAX (052) 211-7514

- ※ 提出書類はお返してできません。事前に必ず写しを保管してください。
- ※ 申請の際は、なるべく自社の協議会担当者等に制度概要（認定基準等）や申請要領を確認するなど、円滑な審査にご協力ください。

## ② 審査

- 審査委員会は、申請書類等により審査し、その結果を協議会に通知します。
- 委員会は申請月の翌月（2月、5月、8月、11月）に開催します。

## ③ 認定

- 協議会は、審査委員会からの審査結果の通知を受け、役員会の承認をもって認定とし、その結果を申請者に通知します。

### 【手数料の納付】

申請者は、認定通知を受けた後、必要な手数料を納付してください。

<手数料> 1戸当たり 2,000円

<納付先> 愛知県住宅防犯対策協議会 会計 加藤 隆義  
三菱東京UFJ銀行 豊田南支店  
普通 0166892

## ④ 交付

- 協議会は、認定通知後、申請者に「防犯住宅認定証明書」及び「防犯住宅認定ステッカー」を交付します。
- 申請者は、受領に際し、防犯住宅認定制度運用規定に定める「承諾事項」を承諾したものとし、申請物件先様にも「承諾事項」をご説明願います。